

ホビーキャット新潟フリート会則

制 定： 1998. 11. 14

改 訂： 2012. 12. 15

全面改定：2026. 6. 13

第1章 総 則

第1条 （名称）

本会は「ホビーキャット新潟フリート（英文名：HOBIE CAT NIIGATA FLEET）と称す。

第2条 （拠点及活動場所）

本会は、新潟県新潟市西区の「上新栄町海岸」を主な活動拠点とし、周辺の海岸・水域において活動を行う。また、県外にレース参加等の名目で遠征する事もある。

第3条 （目的）

本会は、ホビーキャット（双胴船のヨット）を用いたセーリングを通じて、会員相互の親睦を深めるとともに、セーリング技術の向上、海上安全の啓発、および海洋環境の保全に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

第4条 （会員の定義）

本会の趣旨に賛同し、本会の規約を守る者であり、以下の条件を満たした者のみ会員とする。

1. 心身とも健康であり、自分の行動に責任をとれること。
2. 積極的に当クラブの活動に参加できること。また、各種活動の運営についても、要請があった場合には最大限の協力ができること。
3. 三役（第6条の会長、会計、広報）全員が承認すること。ただし、業務上又は思想上の介入を目的とする者は本会の会員になれない。 旧事務局削除→広報
4. 所定の会費を納入する事。

第5条 （入会手続き）

入会を希望する者は、所定の申込方法により申請し、役員会の承認を得るものとする。

1. 入会時に、運営に必要な範囲内での個人情報の提供に同意するものとする。

第6条 （退会及び除名）

1. 会員は、役員会に届け出ることにより、退会することができる。
2. 会員が本会の名誉を毀損する行為、または公序良俗に反する行為を行った場合、総会の議決を経てこれを除名することができる。

第3章 役員及び担当

第7条 （役員の構成）

本会には、次の役員を各1名ずつ置く。

1. 会長
2. 会計
3. 広報

このほか会長の判断により、有識者の中からアドバイザー（相談役）をおくことができる。

第8条 （役員の任務）

役員の任務を以下に定める。

1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。
2. 会計は、本会の会費を管理し会計を処理する。
3. 広報は、本会の広報を通じ会員の募集に努める。
4. アドバイザーは、要請により個別事案に対して会長及び役員を補佐する。

第9条 （担当の任命）

本会は、会の運営を効率的に行う為必要な担当を任命する。

1. 運搬キャリアの整備担当

第10条 （役員及び担当の任期）

役員及び担当の選任と任期を以下に定める。

1. 役員及び担当の選任は、総会において出席会員の2／3以上の同意によって認められる。
2. 役員及び担当の任期は、総会翌日から次の総会までの一年間とする。
3. 会長は原則として連続三選を禁止する。ただし、総会出席会員の総意により任期の延長を認められた場合は、この限りではない。

第4章 会議

第11条 （総会）

総会について以下に定める。

1. 総会は、年1回原則として11～12月に開催する。
2. 総会では、次の事項について審議する。
 - ①活動報告及び活動計画に関すること。
 - ②会計報告及び会計予算計画に関すること。
 - ③規約の改正に関すること。
 - ④その他必要事項

3. 上記の他に、会長が必要と判断した場合は、臨時総会を開催することができる。
4. 総会又は臨時総会を欠席した者の意見は、会長に一任されたものとみなす。
5. 総会又は臨時総会の議決は、出席会員の2／3以上の同意を得て成立する。
6. 会長が必要と判断した場合、臨時総会を対面または、LINE等の簡易的な連絡手段にて開催し、審議事項や本会則等の変更に関する意見聴取や決議ができる。
7. LINE等の簡易的な連絡手段にて行われた決議については、年一回行われる総会で決議事項を再確認する。

第5章 会計、会費

第12条（会費）

会費について以下に定める。

1. 本会の経費は、会費及び寄付金等の雑収入をもってこれに充てる。会員が退会等により資格を喪失した場合の会費の返還はしない。
2. 入会金は、男性10,000円、女性0円とする。ただし、過去の在籍者、および本会の設備導入等に尽力し、3役が適当と認めた者については、これを免除することができる。
3. 年会費は、男性12,000円、女性3,000円とする。
4. 年会費は、原則として5月末までに納入するものとする。
5. 本会は、5月1日～翌年4月30日までを”運営”年度とする。
6. 年度の途中で入会の場合は、上記の月割で会費を納めるものとする。
7. 5月末日までに年会費を納入しなかった会員に対して会計は、督促を行う。尚、特別な理由があり、会長が認めた場合はこの限りではない。ただし、理由なく年会費を納入しなかった会員は、当概年の総会にて処分を決議する。
8. 本会の活動に積極的に参加する意志がありながら、転勤等のやむを得ない理由により、活動が制限される会員に対し、会長の裁量で年会費を減額することができる。

第13条（活動手当の支払い）

役員の活動手当として、下記を支給する。

1. 各役職に年2,000円。
2. アドバイザーを指名した年度は年2,000円。
3. キャリア整備担当、年2,000円。

第6章 活動・安全及び備品管理

第14条（安全義務）

会員は、ヨットに乗る場合に安全を確保するため、次の事項を厳守すること。

1. 安全性の観点から、原則として複数艇での出航を推奨する。やむを得ず単独（1艇）で活動する場合は、不測の事態に備え、以下の安全措置を徹底すること。
 - ①通信手段の確保：携帯電話等の連絡手段を、防水対策を施した上で必ず携帯すること。

- ②帰着報告の徹底： 陸上の連絡担当者（または家族等）へ、あらかじめ予定航行範囲と帰着予定時間を伝えてから行動すること。
- ③気象の確認： 気象状況に留意し、注意報・警報の発令時は出航を中止すること。
- ④風向きへの配慮： 沖へと流されるオフショア（陸風）が予想される場合は、単独での出航を控えること。

2. 基本ルールの徹底

- ①ライフベストの着用： 出航時は常にライフベストを正しく着用すること。
- ②出航前点検： 艀装（リギング）に不備がないか、出航前に必ず点検を行うこと。
- ③法規の遵守： 海上衝突予防法等の関係法規を遵守すること。
- ④マナーの遵守： 漁業・海事関係者、および海水浴客の活動を妨げないように、十分な距離を保ち配慮すること。

第15条（免責事項）

- 1. 本会の活動中（海上・陸上を問わず）に発生した事故、怪我、盗難、器物破損等について、本会は一切の責任を負わない。
- 2. 会員間のトラブルについても、当事者間で解決するものとする。

第16条（船体及び備品の利用）

- 1. 個人所有の船体および共同備品の貸し借りは、操作・使用技術が一定の基準に達したと役員会が認めた会員に限り可能となる。
- 2. 会員の過失により備品を破損・紛失した場合は、修理または補充に要する実費を該当会員が負担し修理または、補充作業を主担当として進めるものとする。

第7章 附則

第17条（地代）

活動拠点の地代は、会計が纏め会長より一括で地主に支払う（口座振込）事とし、その費用は会費に含まれる。

第18条（細則の制定）

本会則に定めのない事項、または運営に必要な詳細事項については、総会の議決を経て別途細則を定めることができる。

以 上